東京証券取引所 CLUB CABU News (No. 3488) 2014/6/11

http://www.tse.or.jp/

【本日の目次】

- 1. 新着情報
 - ◆東証・岡三証券アジア情報館共催 Jリートセミナー開催のご案内
 - ◆YouTube チャンネル「東証 IR ムービー・スクエア」動画紹介(2)
- 2. 市況情報
 - ◆本日の株価指標等
 - ◆第一部前·後場概況
- 3. セミナー情報
 - ◆+YOU ニッポン応援全国キャラバン開催予定

<mark>4. コラム</mark>

◆証券取引等監視委員会からの寄稿

※ 以下については、証券取引等監視委員会のウェブサイト掲載にあたり、上記目次 4. コラムを抜粋しております。

証券取引等監視委員会からの寄稿

投稿 No. 111

ネット掲示板を悪用した風説の流布事件の告発について

証券取引等監視委員会事務局 特別調査課長 後藤 健二

今日は、証券取引等監視委員会が本年3月に行った、ネット掲示板を悪用 した風説の流布事件に係る告発についてご紹介したいと思います。

金融商品取引法第 158 条は、何人も、有価証券の売買のため、又は相場の変動を図る目的をもって、風説を流布することを禁止しています。ここでいう風説とは、完全な虚偽とまで立証されることが必要なわけではなく、違反行為者が直接認識していない真偽不明の不確かな情報、いわゆる風評の類を

意味すると解されています。更に言えば、結果としてそれが真実であることが後から判明したとしても、違反行為者が触れ回った時点で直接経験又は認識していない真偽不明の情報であったとすれば、それも含まれ得ることになります。

さて、今回の違反行為者は、大証二部(当時)に上場されていたカネョウ株式会社、東証二部に上場されていた株式会社 TB グループ及びジャスダック市場に上場されていたミナトエレクトロニクス株式会社の株式の売買のため、及び相場の変動を図る目的をもって、平成 25 年 1 月 23 日頃から 2 月 18 日頃までの間、「株式研究掲示板」又は「Y 氏と愉快な仲間の株式掲示板」と題するネット掲示板に、合理的な根拠もないのに、「明日の暴騰仕掛け銘柄 3209カネヨウが暴騰するという情報が入ってきました」、「倍増へ向けての暴騰仕掛け株 6775 TB グループに暴騰仕掛けが入るとの情報です」、「爆発二桁銘柄 今日の暴騰仕掛け入るとの情報株は 6862 ミナトエレクトロンです。決算黒字転換、為替レート 80 円換算ということから次は大幅黒字上方修正期待高まり株価大幅水準訂正へ始動開始。」などと書き込んで不特定かつ多数の者が閲覧できる状態に置きました。なお、こうした書き込みの中には、いわゆる仕手筋の資金が入ってくることをことさらほのめかすようなものも多数含まれていました。

これらの行為は、金融商品取引法の禁止する風説の流布に当たります。証券取引等監視委員会は3月19日、違反行為者を名古屋地方検察庁に告発しました。この告発を受けて、翌20日、名古屋区検察庁は違反行為者を略式起訴し、同日、名古屋簡易裁判所から罰金80万円、追徴金275万円の略式命令が出されています。

読者の皆さんもご存知の通り、近年、インターネットを利用した株式取引は急拡大しています。ここ 10 年ほどの変化を、日本証券業協会の調査に基づいて見てみますと、インターネット取引口座数については、平成 14 年度末に392 万口座だったものが、5年後の 19 年度末には1189 万口座、24 年度末には1816 万口座と急速に増えています。また、日本証券業協会会員各社の株式委託取引売買代金に占めるインターネット取引の割合も、14 年度下半期には12.7%に過ぎなかったものが、19 年度下半期 21.4%、24 年度下半期には31.7%と3割を超えるまでになっています。

こうしたインターネット取引の普及と相まって、ネット掲示板をはじめとする各種の情報サイトは、多くの個人投資家の情報源として利用されるようになっています。インターネットは誰にとっても比較的安価で入りやすく、株式投資の裾野を広げるという観点から重要なツールであることは間違いありません。その一方で、証券取引等監視委員会に対しては、一般の皆様から、年間 600 件を超える風説の流布に係る情報が寄せられ、その多くがネット上での風説に係るものになっています。株式投資に限らない話ではありますが、ネット上に耳寄りな情報が流されていた場合、果たしてそれが本当なのかど

うか、信じる前に一度立ち止まって考えてみることも大事なのではないでしょうか。

話が少し、上場株式に関するネット上での風説の流布から離れますが、集団投資スキームの勧誘等において問題になる投資詐欺の一種に、1920年代のアメリカの詐欺師チャールズ・ポンジーの名前に由来する、ポンジー・スキームと呼ばれるものがあります。投資家にノー・リスク、ハイ・リターンの投資機会があると言って勧誘しておいて、集めた資金は自分たちの贅沢三昧に費消してしまい、その一方で別の投資家を同じような手口で勧誘し、最初の投資家への配当や償還金の支払いには、この新規に投資した投資家の資金を流用する、いわば大規模な自転車操業のスキームです。

アメリカのある調査会社のレポート(注)に、「ポンジー・スキームと投 資詐欺を回避する 12 のステップ」というアドバイスが出ていたのでご紹介し たいと思います。

- 1. 投資先を自分自身で徹底的にチェックせよ。
- 2. 本当であるにはうますぎて聞こえる話は、多分本当にうますぎる。
- 3. 風変わりな金融商品には警戒せよ。
- 4. 「一生一度のチャンス」と言われたら警戒せよ。
- 5. リターンの「保証」や「リスク・フリー」の投資には厳重に警戒せよ。
- 6. 特定グループをターゲットにした投資プログラムには警戒せよ。
- 7. 根拠薄弱な開示やステートメントには警戒せよ。
- 8. 一定すぎるリターンに、特に不安定なマーケット環境では注意せよ。
- 9. 新規の、またはよく知らない投資会社やアドバイザーには警戒せよ。
- 10. あなたの投資アドバイザーがあなたの資金管理者にもなる場合には警戒せよ。
- 1 1. 強力な売り込み戦術とインターネットだけの勧誘に乗るのは避けよ。
- 12. 投資対象を分散せよ。

ネット上の情報の何を信じたらよいか迷った時にも、覚えておくと役に立つ項目があると思いますのでご参照下さい。また、もしも「これは本当に怪しい。」というような情報を見つけることがありましたら、証券取引等監視委員会の情報提供窓口(https://www.fsa.go.jp/sesc/watch/index.html)までご連絡いただければ幸いです。

- (注) "The Marquet Report On Ponzi Schemes" Marquet International, Ltd., June 2, 2011
- ※ 文中意見にわたる部分は筆者の個人的見解です。

■証券取引等監視委員会ウェブサイト

http://www.fsa.go.jp/sesc/index.htm

■証券取引等監視委員会では、その活動状況やウェブサイトの更新情報など を配信しています。

http://www.fsa.go.jp/sesc/message/index.htm